



# US Topics

October 29, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

## ■ 目次

- IRSコミッショナーが企業取締役に対しタックス・コンプライアンスの監視強化を奨励
- Practical Tip シリーズ: 持分法適用の被投資会社に関する要約財務情報はForm 10-Kのファイリング時に提出しなければなりません
- FASBが非営利事業体に関する諮問委員会を設立
- その他のFASB関連記事
- SECが株主提出議案に関する職員法務公報 No. 14Eを公表
- SECが石油およびガスに関する開示についてのコンプライアンスおよび開示に関する解釈指針を公表
- ASBが明瞭性プロジェクトに基づく、監査基準成文化序文の最終版および監査目的に関するSASを公表
- ASBが契約条件および経営者確認書に関するSAS案へのコメントを募集
- CAQが連邦最高裁判所にPCAOB支持の声明を提出
- 11月の予定

---

## ■ IRSコミッショナーが企業取締役に対しタックス・コンプライアンスの監視強化を奨励

国内税歳入局(IRS)コミッショナーのダグラス・H・シュルマン氏は、2009年10月19日に開催された全米企業取締役協会コーポレート・ガバナンス・カンファレンスにおいてメイン講演を行い、事業に係る税務リスクおよび税務戦略の監視において取締役が果たすべきであるとする役割について述べました。スピーチの中で、企業の税務部門および税務アドバイザーとの有効なコミュニケーションを含む、税務リスクのマネジメント・プロセスおよび統制の重要性が強調されました。また、シュルマン コミッショナーは、取締役会が企業税務問題についてより詳細な情報を得るための手段として、FIN 48(現在はASC 740に掲載)およびその他の関連情報のソースを取り上げました。さらに、同氏は、グループ企業間取引における価格協定に特に注意を向けることなどのいくつかの具体的な提案を行いました。全世界的な幅広い発展に呼応したこのスピーチは、税務および財務報告を担当する取締役会メンバーや経営者の間で、さらなる議論を促すかもしれません。

▼ シュルマン コミッショナーのスピーチ原稿は以下のIRSウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://www.irs.gov/newsroom/article/0,,id=214451,00.html>

---

## ■ Practical Tip シリーズ: 持分法適用の被投資会社に関する要約財務情報はForm 10-Kのファイリング時に提出しなければなりません

SEC規則は、持分法被投資会社に関連する2つの独立した年次開示規定、すなわち (1) Regulation S-X Rule 4-08(g) に従った要約財務情報、および (2) Regulation S-X Rule 3-09に従った監査済財務諸表、に関する規定を提供しています。Practical Tip 2009-05では、PwCは持分法被投資会社に関連する独立した財務諸表および要約財務情報のファイリング・スケジュールを取り上げています。SEC登録企業に与えられる、(Regulation S-X Rule 3-09に基づく)重要な持分法適用被投資会社の財務諸表の提出期限に関する限定的な猶予期間規定は、Form 10-Kの提出時にSEC登録企業の財務諸表の注記に被投資会社の要約財務情報の記載を求める規定(Regulation S-X Rule 4-08(g)に基づく)には拡大適用されないことが説明されています。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、これらの規定を解説する事例を含む the Practical Tipの全文を以下のウェブサ

イトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=AALN-7X8Q4J&SecNavCode=MSRA-7T9J2V&ContentType=Content>

---

## ■ FASBが非営利事業体に関する諮問委員会を設立

10月22日、FASBは非営利事業体諮問委員会(NAC; Not-for-Profit Advisory Committee)の設立計画を公表しました。NACは既存ガイダンスや現行および提案中の技術的アジェンダ・プロジェクト、長期的問題に関して非営利セクターからのインプットを得るためのFASBの常任リソースとしての役割を果たす予定です。NACの創立は、FASBによる基準設定プロセスの一部として、非営利事業体に対するFASBのすそ野を拡大するものです。

▼ 委員会メンバーの推薦を含む、NACに関する詳細については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FNewsPage&cid=1176156520393](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FNewsPage&cid=1176156520393)

---

## ■ その他のFASB関連記事

**会議の概要:** 10月26日～28日の会議において、FASBとIASBは、(1) 収益認識、(2) 非継続事業のレポーティング、(3) 金融商品の会計処理、(4) 連結、(5) 資本的性質を有する金融商品、(6) その他包括利益、(7) 財務諸表の表示、(8) 公正価値測定、(9) 保険契約、(10) リース、のプロジェクトについての議論を行いました。議論の詳細については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FActionAlertPage&cid=1176156528101](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FActionAlertPage&cid=1176156528101)

**次回のFASB公開会議:** FASBは11月4日水曜日に会議を開催予定です。(1) 金融商品の会計処理、および(2) ASC 855「後発事象」(旧: FAS 165)に関する適用上の問題、についての議論を予定しています。この会議の詳細については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Page&pagename=FASB%2FPage%2FSectionPage&cid=1218220079452>

**プロジェクトの更新:** FASBは金融商品の会計処理に関するプロジェクトの概要を更新しました。

[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FProjectUpdatePage&cid=1175801889654](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1175801889654)

---

## ■ SECが株主提出議案に関する職員法務公報 No. 14Eを公表

SECの企業財務部門は、1934年証券取引法に基づくRule 14a-8に関するガイダンスを企業および株主に提供するため、職員法務公報 No. 14E(SLB 14E)を公表しました。Rule 14a-8はある企業の株式の一定量を保有する株主に対し、特定の手続規定を遵守すること、および内容が13の実質的な除外条件に該当しないことを前提として、委任状に記載することによる議案の提出を認めるものです。また、SLB 14EはRule 14a-8の適用に関する追加的なガイダンスを提供しており、具体的には以下の項目に関連する情報が含まれます。

- 環境、財務、健康上のリスクに関連する議案の除外を求める企業からのノーアクション・リクエスト
- 企業の最高経営責任者の後継者育成に関連する株主提出議案
- 株主議案提出者と企業による、ノーアクション・リクエストに関連するやりとりの提出についての通知方法

▼ SLB 14Eの全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://sec.gov/interps/legal/cfslb14e.htm>

---

## ■ SECが石油およびガスに関する開示についてのコンプライアンスおよび開示に関する解釈指針を公表

SECの企業財務部門が、石油およびガスの生産活動の開示に関する新しいコンプライアンスおよび開示に関する解釈指針(C&DI)を公表しました。このC&DIは、Regulation S-XおよびRegulation S-Kの石油およびガスに関する規則に対する企業財務部門の解釈を示しています。かかる規則における技術的な定義の明確化および適用上のガイダンスを提供しています。

▼ 石油およびガスに関する C&DI の全文は以下の SEC ウェブサイトからご覧いただけます。

- 石油およびガスに関する規則 (新文書)  
<http://sec.gov/divisions/corpfina/guidance/oilandgas-interp.htm>
- Regulation S-K (新規の3つの C&DI を掲載するためにアップデート)  
<http://www.sec.gov/divisions/corpfina/guidance/regs-kinterp.htm>

C&DIには、SECルール、各規則、その他の要件の適用および遵守等に関連する多様な質問に対するSEC職員の見解が記載されているため、一般的にSEC登録企業はC&DIを有用な参照文献であると考えています。

---

## ■ ASBが明瞭性プロジェクトに基づく、監査基準成文化序文の最終版および監査目的に関するSASを公表

アメリカ公認会計士協会(AICPA)の監査基準審議会(ASB)は、2007年、非発行体の監査のための監査基準改訂を目的とした大規模な「明瞭性」プロジェクトを発足しました。このプロジェクトは完了まで2年から3年を要すると予測され、監査基準をより読みやすく、理解しやすくすることによってその適用を改善しようとするものです。さらに、可能な場合には、ASBは米国の監査基準と国際監査基準の不必要な差異の排除も行っています。

今週、ASBは明瞭性プロジェクトに基づく以下の2つの最終基準を公表しました。

- 監査基準成文化の序文「一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して実施される監査の基礎となる原則」
- 監査基準(SAS)「独立監査人の全般的目的および一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査の実施」

▼ これらの文書の全文は以下の AICPA ウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.aicpa.org/download/auditstd/Clarified\\_SAS\\_Preface\\_and\\_Overall\\_Objectives.pdf](http://www.aicpa.org/download/auditstd/Clarified_SAS_Preface_and_Overall_Objectives.pdf)

---

## ■ ASBが契約条件および経営者確認書に関するSAS案へのコメントを募集

明瞭性プロジェクトに関連し、ASBはSASの2つの新しい公開草案を公表しました。この公開草案は、非発行体の監査に関する既存基準の内容と編成の変更を集合的に提案しています。

- **契約条件** — この SAS 案は、監査の明確な前提条件(財務諸表の作成に適用される財務報告フレームワークが容認可能であるかどうかの判断を含む)を確立し、継続的な監査について毎年契約条件を伝達する監査人の責任を明確化するものです。

- **経営者確認書** — この SAS 案は、概ね既存の基準と整合しており、財務諸表監査において、経営者および適切な場合は統治ガバナンスの責任者から経営者確認書を文書により入手する監査人の責任に関するものです。

これらの公開草案へのコメント募集は 2010 年 1 月 15 日まで。

▼ この公開草案の全文は以下の AICPA ウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Proposed+Statements+on+Auditing+Standards+Terms+of+Engagement+and+Written+Representations.htm>

---

## ■ CAQが連邦最高裁判所にPCAOB支持の声明を提出

今年前半、米国連邦最高裁判所は、サーベンス・オクスレー法によって創設されたPCAOBの合憲性に関する抗弁を聴取することに合意しました。監査品質センター(CAQ)は、最近、CAQ自身およびそのメンバーを代表してPCAOBを支持する意見書(amicus curiae brief)を提出しました。この意見書の中で、CAQはPCAOBの検査が監査品質を向上させたという見解を表明しています。さらに、CAQは、PCAOBによる公開企業監査人の監視が、投資家および監査人にとって有益な、安定性と予測可能性を生み出していると考えています。

▼ この意見書の全文は以下のCAQウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.thecaq.org/newsroom/pdfs/08-861\\_bsac\\_CenterforAuditQuality.pdf](http://www.thecaq.org/newsroom/pdfs/08-861_bsac_CenterforAuditQuality.pdf)

---

## ■ 11月の予定

- FASB は 11 月 4 日、11 日、18 日、24 日に会議を開催。
- FASB は 11 月 4 日、10 日、11 日、18 日、24 日に教育セッションを開催。
- FASB の発生問題専門委員会(EITF)は 11 月 18 日～19 日に会議を開催。
- AICPA の会計基準執行委員会(AcSEC)は 11 月 17 日～18 日に会議を開催。
- PCAOB は 11 月 3 日に中小企業環境における監査に関するカンファレンスを開催。
- 政府会計基準審議会(GASB)は 11 月 18 日～20 日に会議を開催。
- IASB は 11 月 17 日～20 日に会議を開催。
- IASB は 11 月 2 日および 27 日に公正価値測定に関する円卓会議を開催。
- 国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)は 11 月 5 日～6 日に会議を開催。

▼ 上記の会議およびその他組織の行事の詳細については、以下のウェブサイトから CFOdirect Network の行事カレンダーをご覧ください。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/cfobusiness/cfoevents/nextMonth.do?currentYear=2009&currentMonth=October>

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.